

# 日本ドライケミカル株式会社

## 定 款

### 第1章 総 則

#### 第1条（商号）

当会社は、日本ドライケミカル株式会社と称し、英文では、Nippon Dry-Chemical CO.,LTD. と表示する。

#### 第2条（目的）

当会社は、次の事業を営むことをその目的とする。

1. 次の種目に関する設計、製造、販売、施工、請負、保守業務
  - (1) 各種消火器、消火設備、警報設備、避難設備、防排煙設備、公害防止設備、防災システム、消火薬剤
  - (2) 給排水設備、空気調和設備、衛生設備、水道施設工事
  - (3) 電気・通信工事
  - (4) 各種管工事
  - (5) 各種構造物工事
  - (6) 化学プラント設備
  - (7) 消防自動車、特殊車輛、貨物自動車、乗用車
  - (8) 電気、電子機械器具
  - (9) 自動火災報知設備機器、自動制御設備機器、電気通信機械機器
  - (10) 医療用機械器具
  - (11) 圧力容器
  - (12) 土木建築用鉄骨機器
2. 前号に関連する機械器具の製造、販売及び代理業
3. 前各号に関するソフトウェアの開発、設計、販売
4. 総合警備保障業務
5. 土木、建築工事の設計及び請負業
6. 建物内外及び付属設備の保全管理事業
7. 無機化学品の紛体加工及び表面処理業
8. 倉庫業
9. 不動産の売買、賃貸、仲介及び管理
10. 日用雑貨物の販売
11. 人材派遣業
12. 古物の売買
13. 前各号に付帯関連する一切の事業

#### 第3条（本店所在地）

当会社は、本店を東京都北区に置く。

#### 第4条（機関の設置）

当会社は、取締役会、監査役及び監査役会並びに会計監査人を置く。

#### 第5条（公告方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によって公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

### 第2章 株 式

#### 第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、1,400 万株とする。

#### 第7条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100 株とする。

#### 第8条（自己の株式の取得）

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

#### 第9条（株式取扱規則）

当会社の株主名簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱い及び手数料については、取締役会において定める株式取扱規則による。

#### 第10条（株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

### 第3章 株 主 総 会

#### 第11条（基準日）

当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。

#### 第12条（招集）

定時株主総会は、毎年6月にこれを招集する。

#### 第13条（招集権者及び議長）

株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは取締役会が予め定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

#### 第14条（決議要件）

1. 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成により採択される。
2. 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その株主の議決権の3分の2以上の賛成により採択される。

#### 第 15 条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

#### 第 16 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係わる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

### 第4章 取締役及び取締役会

#### 第 17 条（員数）

当会社の取締役は、15 名以内とする。

#### 第 18 条（選任）

1. 取締役は、株主総会においてこれを選任する。
2. 取締役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。
3. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

#### 第 19 条（任期）

1. 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 補欠として又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は現任者の残任期間と同一とする。

#### 第 20 条（取締役会）

1. 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故がある場合には、取締役会が予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。
2. 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
3. 当会社は、取締役が取締役会の決議事項を提案した場合において、議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べなかったときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
4. 取締役会に関しては、法令または定款の他、取締役会で定める取締役会規則による。

#### 第 21 条（代表取締役及び役付取締役）

1. 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。
2. 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

#### 第 22 条（取締役の責任免除）

1. 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。
2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、その会社法第 423 条第 1 項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。

### 第5章 監査役及び監査役会

#### 第 23 条（員数）

当社の監査役は、4 名以内とする。

#### 第 24 条（選任）

1. 監査役は、株主総会においてこれを選任する。
2. 監査役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。

#### 第 25 条（任期）

1. 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間とする。

#### 第 26 条（常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。

#### 第 27 条（監査役会）

1. 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発送する。
2. 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

#### 第 28 条（監査役の責任免除）

1. 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の、会社法第 423 条第 1 項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって、免除することができる。
2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、その会社法第 423 条第 1 項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。

#### 第 29 条（補欠監査役）

1. 当社は、法令または本定款に定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会において監査役の補欠者をあらかじめ選任することができる。
2. 補欠監査役の選任方法は監査役の選任方法と同様とする。
3. 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

## 第6章 会計監査人

### 第30条(選任)

会計監査人の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。

### 第31条(任期)

1. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において、別段の決議がされなかったときは、当該株主総会において再任されたものとみなす。

### 第32条(報酬等)

会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査役会の同意を得て定める。

## 第7章 計 算

### 第33条(事業年度)

当会社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終了する。

### 第34条(剰余金の配当)

1. 当会社は、株主総会の決議により、剰余金の配当を行う。
2. 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
3. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

### 第35条(中間配当)

当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主(登録株式質権者を含む)に対し、中間配当を行うことができる。

### 第36条(配当金の除斥期間)

1. 配当財産が金銭である場合には、その支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。
2. 未払の配当金には利息を付さない。

当会社の現行定款に相違ありません。

令和2年2月25日

日本ドライケミカル株式会社

代表取締役社長 遠山 榮一